

報告第 5 号

新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画の作成に係る
報告について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 8 条第 1 項の規定により新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成したので、同条第 6 項の規定によりこれを報告する。

平成 26 年 3 月 28 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄